

北上地区消防組合訓令第5号

管理者部局

北上地区消防組合公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合公文例式規程（昭和50年北上地区消防組合訓令第2号）の一部を改正する訓令

改正前	改正後
<p>（規程の準用） 第2条 北上地区消防組合の文書の例式に関しては、北上市公文例式規程（平成3年北上市訓令第14号）を準用する。</p>	<p>（規程の準用） 第2条 北上地区消防組合の文書の例式に関しては、北上市公文例式規程（平成19年北上市訓令第1号）を準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成24年11月20日から施行する。